

平成 29 年 8 月 29 日

(排出事業者の皆様へ)

生活環境部循環社会推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)

本県の産業廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、上記のことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から、別添のとおり**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令を改正し、平成 29 年 10 月 1 日から施行する旨**の通知がありましたので、お知らせします。

なお、今回の改正のうち、排出事業者に関連がある可能性がある事項は、下記のとおりです。

記

1 今回の改正の概要(特別管理産業廃棄物に関する部分)

(1) 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る特定施設の追加

以下の特定施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀を使用している製品に封入されているものを除く)は、特別管理産業廃棄物になります。

該当する特別管理産業廃棄物が発生した場合は、特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理を行ってください。

①以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く)

1. 水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設	6. 大学及びその附属試験研究機関	9. 保健所
2. 水銀使用製品の製造の用に供する施設	7. 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所	10. 検疫所
3. 灯台の回転装置が備え付けられた施設	8. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	11. 動物検疫所
4. 水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く)を有する施設		12. 植物防疫所
5. 国又は地方公共団体の試験研究機関		13. 家畜保健衛生所
		14. 検査業に属する施設
		15. 商品検査業に属する施設
		16. 臨床検査業に属する施設
		17. 犯罪鑑識施設

②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

2 今回の改正の概要(水銀使用製品産業廃棄物に関する部分)

(1) 「水銀使用製品産業廃棄物」の区分の設定

平成 29 年 10 月 1 日以降に、水銀電池や水銀を含む蛍光灯等が廃棄物になった場合、「水銀使用製品産業廃棄物」として取り扱う必要があります。

該当する産業廃棄物が発生した場合は、「水銀使用産業廃棄物」を取り扱うことができる産業廃棄物処理業者等に委託して処理を行ってください。

① 水銀使用製品産業廃棄物

排出事業者が、目視等により水銀を使用する製品であるかどうかを判定できる製品が、産業廃棄物になったもの。

(※ 具体的な品目については、別添資料「水銀使用製品産業廃棄物の判別方法」を御覧ください。なお、別添資料は、以下の URL の「水銀廃棄物ガイドライン」を抜粋したものです。)

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

(2) 水銀使用製品産業廃棄物に係る保管基準の追加

水銀使用製品産業廃棄物を排出する事業場において、水銀使用産業廃棄物を一時的に保管する場合は、その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講じてください。

(3) 水銀使用製品産業廃棄物に係る情報の伝達

平成 29 年 10 月 1 日以降、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う排出事業者・産業廃棄物処理業者は、以下のとおり表示を行ってください。

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証	処理業者については、取り扱う産業廃棄物の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること。 <u>排出事業者については、「水銀使用製品産業廃棄物」を取り扱うことができる産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。</u> (※ 平成 29 年 10 月 1 日時点で営業している産業廃棄物処収集運搬業者は、当面の間は「水銀使用製品産業廃棄物」を取り扱うことができます。 ただし、 <u>実際に処理が可能かどうかは、個別に産業廃棄物収集運搬業者に確認してください。</u>)
委託契約書	<u>委託する産業廃棄物の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれていること。</u> (※ 平成 29 年 10 月 1 日時点で既に委託契約書を締結している場合、改めて契約変更等を行う必要はありません。)
マニフェスト	<u>委託する産業廃棄物の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれていること。また、その数量を記載すること。</u>
廃棄物保管場所の掲示板	<u>水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、保管する産業廃棄物の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること。</u>
関連する帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」に関する事項を記載すること。

3 今回の改正の概要(水銀含有ばいじん等に関する部分)

(1) 「水銀含有ばいじん等」の区分の設定

平成 29 年 10 月 1 日以降に、一定以上の水銀を含有するばいじん等が廃棄物になった場合、「水銀含有ばいじん等」として取り扱う必要があります。

該当する産業廃棄物が発生した場合は、「水銀含有ばいじん等」を取り扱うことができる産業廃棄物処理業者等に委託して処理を行ってください。

① 水銀含有ばいじん等

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリのうち、一定以上の水銀を含有するもの(※ 特別管理産業廃棄物であるものを除く)。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^注)を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^注)を15mg/Lを超えて含有するもの

* 水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは、「水銀含有ばいじん等」には該当しない

(2) 水銀含有ばいじん等に係る情報の伝達

平成 29 年 10 月 1 日以降、水銀含有ばいじん等を取り扱う排出事業者・産業廃棄物処理業者は、以下のとおり表示を行ってください。

情報媒体	必要な記載事項
<u>業の許可証</u>	<p>処理業者については、取り扱う産業廃棄物の欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること。<u>排出事業者については、「水銀含有ばいじん等」を取り扱うことができる産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。</u></p> <p>(※ 平成 29 年 10 月 1 日時点で営業している産業廃棄物収集運搬業者は、当面の間は「水銀含有ばいじん等」を取り扱うことができます。</p> <p>ただし、<u>実際に処理が可能かどうかは、個別に産業廃棄物収集運搬業者に確認してください。</u>)</p>
<u>委託契約書</u>	<p><u>委託する産業廃棄物の欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれていること。</u></p> <p>(※ 平成 29 年 10 月 1 日時点で既に委託契約書を締結している場合、改めて契約変更等を行う必要はありません。)</p>
<u>マニフェスト</u>	<p><u>委託する産業廃棄物の欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれていること。また、その数量を記載すること。</u></p>
<u>廃棄物保管場所の掲示板</u>	<p>水銀含有ばいじん等を保管する場合、保管する産業廃棄物の欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること</p>
<u>関連する帳簿</u>	<p>「水銀含有ばいじん等」に関する事項を記載すること。</p>